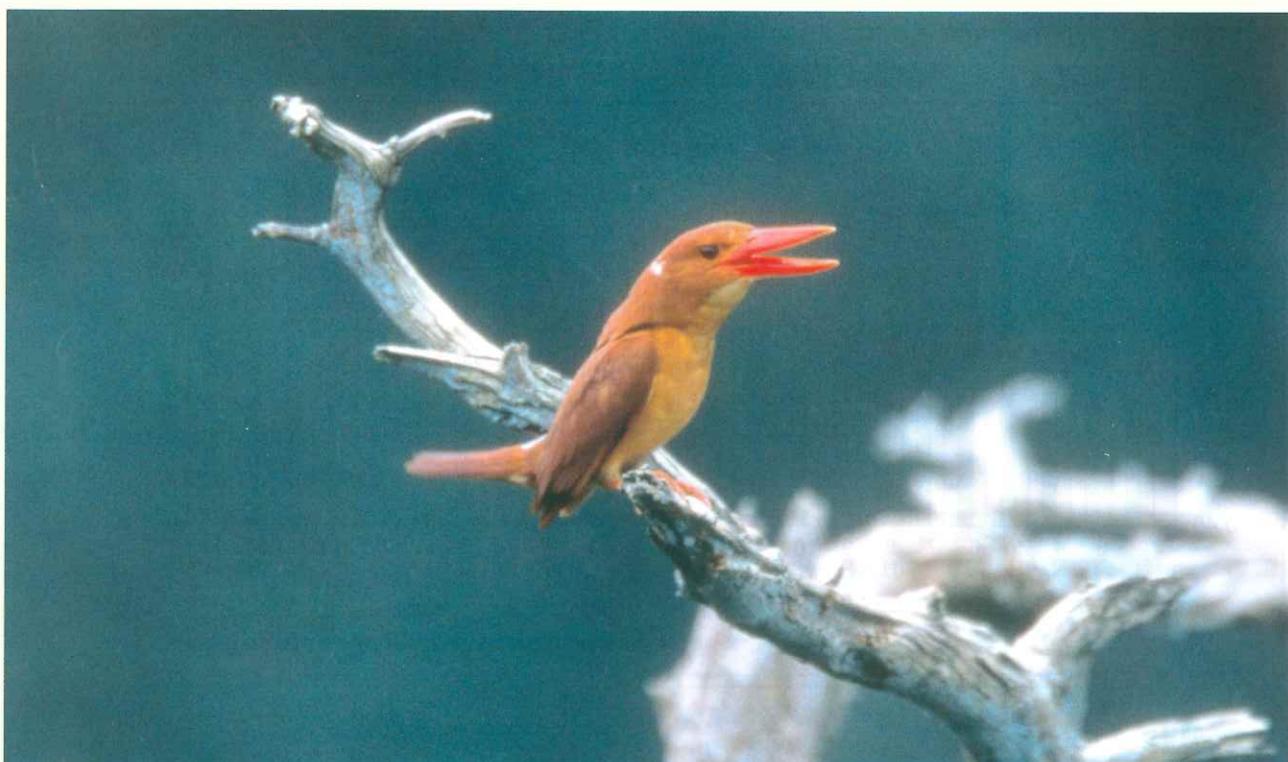


いばらき

第275号

雇用ニュース

2005年3月



—アカショウビン—（桂村）いばらき自然環境フォトコンテスト 環境保全茨城県民会議議長賞 撮影者 斎藤 実さん

「人材の募集・確保は
ハローワークが応援します！」
— おもな内容 —

- 県内の雇用情勢 2
- 育児休業給付・介護休業給付がかわります 3 ~ 6
- 平成17年度労働保険年度更新説明会日程 7
- 茨城県雇用関係主要指標 8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp>

有効求人数が27か月連続(前年同月比)増加

新規求職者数は2か月連続の減少

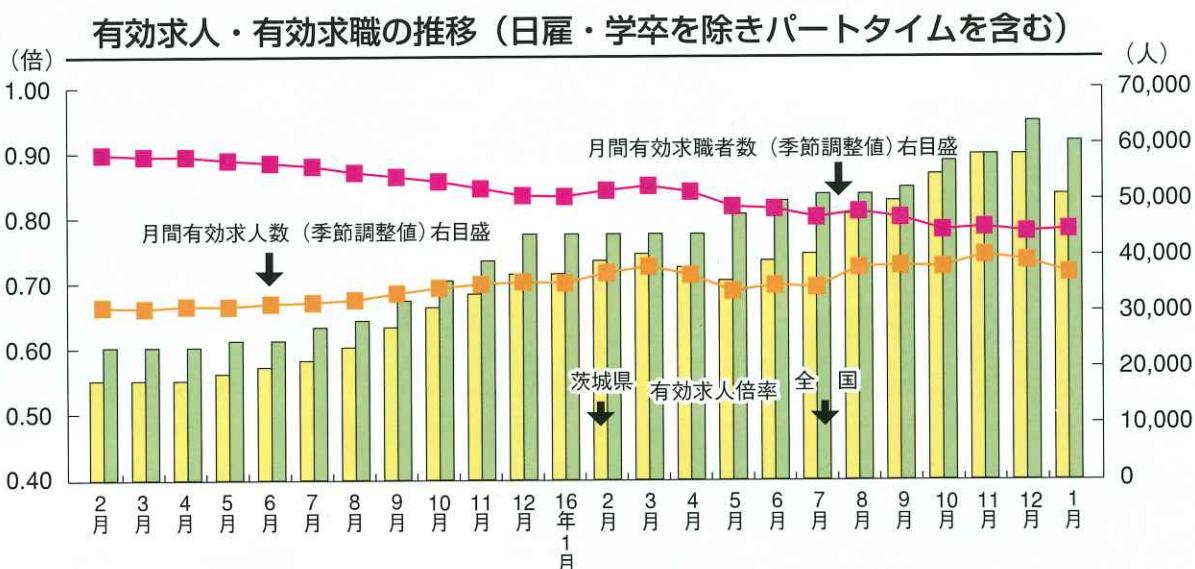
1 概況

1月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は前年同月に比較して3か月ぶりの減少となりました。特に、製造業のうち機械工業の減少幅が大きく、情報通信業を除く、建設業、製造業、運輸業、卸売・小売業、飲食店・宿泊業、医療・福祉、サービス業、その他の産業で減少となりました。

新規求職者数は、事業主都合離職者、自己都合離職者の大幅な減少（同）から、前年同月比2か月連続の減少となりました。

有効求人数は37,005人となり前年同月比で27か月連続して増加（4.3%増）し、有効求職者数は40,079人で12.4%減少し22か月連続の減少となりました。求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は0.83倍（季節調整値）と、前月（新季節指数により0.86倍に改訂）を0.03ポイント低下しています。

こうした中で、就職件数は2,920件となり前年同月比では8.3%減少し、2か月連続の減少となりました。



2 新規求人の動き

新規求人数は14,241人となり、前年同月比で8.9%減少し、3か月ぶりの減少となりました。

産業別にみると、建設業（前年同月比1.5%減）、製造業（同17.4%減）、運輸業（同8.6%減）、卸売・小売業（同11.9%減）、飲食店・宿泊業（同21.6%減）、医療・福祉（同1.2%減）、サービス業（同1.2%減）、その他の産業（同13.6%減）で減少、情報通信業（同7.3%増）では増加しております。

規模別にみると、29人以下（同11.1%減）、30～99人（同4.9%減）、100～299人（同6.4%減）、300～499人（同86.9%減）、500人以上（同43.2%減）の全ての規模区分で減少しております。

4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は2,996人となり前年同月に比較し19.7%減少し30か月連続の減少となりました。新規求職者数に占める割合は24.5%となり、前年同月（26.1%）に比べ1.6ポイント低下しております。

被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者の割合は9.7%を占めるとともに、前年同月比34.2%減少しております。

雇用保険受給者実人員は11,034人となり前年同月比25.1%減少し、27か月連続して減少しました。

3 新規求職の動き

新規求職者数は12,218人となり前年同月比では14.5%減少しました。

雇用形態別の割合は、一般（パートタイム以外）72.2%、パートタイム27.8%となっております。

また、パートを除く常用でみると、新規求職者数のうち、29歳以下の若年者の占める割合は40.0%で前年同月（37.3%）より2.7ポイント上昇しております。若年求職者数の前年同月との比較では22.0%減少しております。

なお、新規求職者数のうち、45歳以上の中高年齢者の占める割合は28.7%で前年同月（32.4%）より3.7ポイント低下しております。また、中高年求職者数の前年同月との比較では35.6%減少しております。

事業主・被保険者の方へ

育児休業給付・介護休業給付がかわります

—平成17年4月1日（施行日）より—

施行日以後に手続を行う場合にはこのリーフレットの内容に御留意ください。

改正のポイント

I 育児休業給付関係

1 育児休業給付の支給対象となる期間の延長

- 保育所における保育の実施が行われないなどの理由により子が1歳に達する日以後の期間についても育児休業を取得する場合、1歳6カ月に満たない子を養育するための休業期間についても育児休業給付の支給対象となります。

2 期間雇用者への育児休業給付の適用

- 期間雇用者も育児休業の取得が可能となったことに伴い、このうち一定の要件をみたす方が育児休業給付の支給対象となります。

3 育児休業給付の支給額の算定方法の変更

- 育児休業の終了日の属する支給対象期間についての支給額の算定方法が変更されます。

II 介護休業給付関係

1 介護休業給付金の複数回支給

- 同一家族に係る介護休業を複数回取得できる場合については、一定の条件でその休業期間について、介護休業給付金の支給が行われるようになりました。

2 期間雇用者への介護休業給付の適用

- 期間雇用者も介護休業の取得が可能となったことに伴い、このうち一定の要件をみたす方が介護休業給付の支給対象となります。

3 介護休業給付金の支給額算定方法の変更

- 介護休業の終了日の属する支給対象期間についての支給額の算定方法が変更されます。

I 育児休業給付について

1 育児休業給付の支給対象期間の延長

(1) 改正内容

これまで、子が1歳に満たない期間が育児休業給付の支給対象でしたが、子が1歳に達した日以後1歳半に満たない期間についても、以下のいずれかに該当する場合は、その事情が続く間、育児休業給付の支給対象となります。

イ 育児休業の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合

ロ 常態として育児休業の申出に係る子の養育を行っている配偶者であって、その子が1歳に達する日後の期間について常態としてその子の養育を行う予定であった方が以下のいずれかに該当した場合

① 死亡したとき

② 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業の申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき

③ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業の申出に係る子と同居しないこととなったとき

④ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき（産前休業を請求できる期間又は産前休業期間及び産後休業期間）

※ 施行日以後に開始した休業でなくても、施行日以後に該当休業に係る子が1歳に達する場合について、上記のいずれかに該当すれば、当該子の1歳に達した日以後1歳半までの期間について育児休業給付の対象となります。

(2) 必要な手続

育児休業基本給付金支給申請書の所定の欄（「支給対象期間延長事由一期間」欄）に、上記(1)のうち該当する延長事由及びこれに係る期間を記載するとともに、この記載内容を確認できる書類（保育所の入所に関する市町村長の証明書、住民票の写し、医師の診断書、母子手帳など）を添えて管轄の公共職業安定所に提出してください。（詳細は安定所で配付する「育児休業基本給付金支給対象期間延長事由等について」をご覧ください。）

なお、延長する期間の末日が不明の場合には、上記の手続後、その日が明らかになった時点で申し出ていただければ、その日を末日とする支給対象期間（子が1歳半までの期間内）まで育児休業基本給付金の支給申請を行うことができます。

2 期間雇用者への育児休業給付の適用

(1) 改正内容

期間雇用者も育児休業の取得が可能となったことに伴い、このうち、以下のいずれかに該当する場合は、育児休業給付の支給対象となります。

※施行日以後に開始した育児休業が対象となります。

イ 休業開始時において同一事業主の下で1年以上雇用が継続しており、かつ、休業終了後同一事業主の下で労働契約が更新され、3年以上雇用が継続する見込みがあること。

ロ 休業開始時において同一事業主の下で労働契約が更新され、3年以上雇用が継続しており、かつ、休業終了後同一事業主の下で1年以上雇用が継続する見込みがあること。

雇用実績の判断

① 育児休業給付を受けるためには、一般被保険者の方で、雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（票）において、休業開始前2年間にみなし被保険者期間が12ヶ月以上あることが必要ですが、この育児休業給付の受給資格が確認されれば、「休業開始時において同一事業主の下で1年以上雇用が継続していること」に該当するものと判断されます。

○ みなし被保険者期間とは、休業開始日の前日から1ヶ月ごとに遡った期間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月をいいます。

② また、3年以上雇用が継続しているか否かの判断は、休業開始日より3年以上前から同一事業主の下で雇用され雇用保険の被保険者資格が継続しているか否かにより判断されます。この場合、労働契約の更新等に際して被保険者でなかった期間があっても、それが3ヶ月以内であれば雇用が継続しているものとして取り扱われます。

(2) 必要な手続

初回の育児休業基本給付金の支給申請までに以下の手続を行う必要があります。

- イ 初回の育児休業基本給付金の支給申請の際に提出する、雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（票）に「⑪雇用期間」の記載欄が追加になりました。この欄に、休業を取得した被保険者が期間雇用者でない場合には「イ」を○で囲むとともに、期間雇用者の場合には「ロ」を○で囲んだ上、休業を取得した被保険者の休業開始日現在の雇用契約に係る雇用期間を記載して提出してください。
- ロ 上記イにおいて、休業を開始した被保険者の雇用期間が期間の定めがないものである場合以外の場合（期間雇用者である場合）は、「期間雇用者の〔育児・介護〕休業に係る報告」に上記(1)イ、ロのいずれかに該当する旨を記載し、あわせて提出する必要があります。

育児休業給付の支給申請

▼手続はなるべく事業主の方が行ってください。

- ① 「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（票）」、「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業基本給付金支給申請書」に必要な書類を添えて、休業を開始した日から4ヵ月を経過する日の属する月の末日までに、被保険者を雇用する事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出してください。これにより、休業開始日を初日とする支給対象期間及びその次の支給対象期間についての支給申請を行うことになります。
- ② 育児休業基本給付金は、育児休業を開始した日から起算した1ヵ月ごとの期間（支給単位期間：その1ヵ月の間に育児休業終了日を含む場合はその育児休業終了日までの期間。）について支給要件を判断して支給額が決定されます。この育児休業基本給付金の支給対象となる支給単位期間を支給対象期間といいます。
- ③ 原則として、2回目以降の支給申請は2つの支給対象期間をまとめて公共職業安定所が指定した期間又は日（1つ目の支給対象期間の初日から4ヵ月を経過する日の属する月の末日までの期間の中で指定されます。）に行います。
- ④ 育児休業の終了日前に子が1歳に達する日の前日がある場合は、子が1歳に達する日の前日を終了日とし、この日を末日とする支給対象期間まで支給申請ができます。さらに、上記①の(1)に該当する場合は、子が1歳半に達する日の前日を末日とする支給対象期間まで支給申請を行うことができます。
- ⑤ 育児休業者職場復帰給付金は育児休業終了日後6ヵ月間雇用が継続する場合に支給申請ができます。支給申請期間は、上記により育児休業基本給付金の支給対象期間が延長された場合についても、休業終了日後6ヵ月雇用されることとなった日の翌日から2ヵ月を経過する日の属する月の末日までとなります。

3 育児休業給付の支給額の算定方法の変更

(1) 育児休業基本給付金

施行日以後に開始された育児休業に係る育児休業基本給付金の支給額は、支給対象期間ごとに以下のとおり算定されます。

☆ 休業開始時賃金日額×支給日数×30%

支給日数 → ① [②以外の支給対象期間] 30日

② [休業終了日の属する支給対象期間] 支給対象期間の日数

◎ ①の期間については、休業している日（土日や祝日など、会社の休日となっている日も含みます。）が20日以上ある場合、支給対象期間として支給を受けられますが、②の期間については、休業している日が1日でもあれば支給を受けられます。

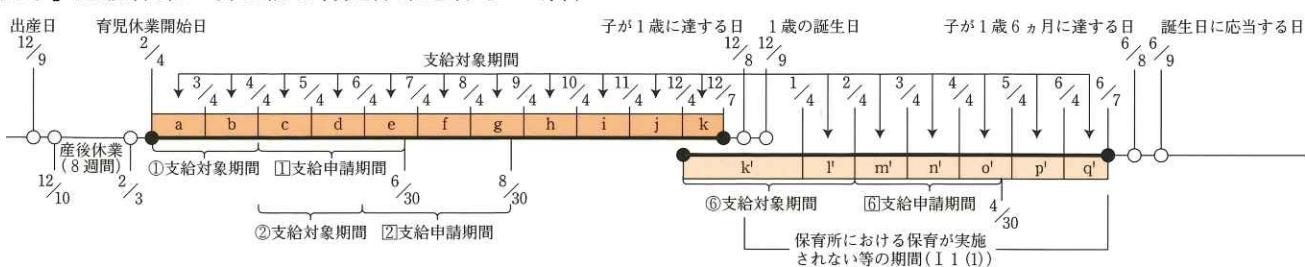
(2) 育児休業者職場復帰給付金

施行日以後に開始された育児休業に係る育児休業者職場復帰給付金の支給額は、以下のとおり算定されます。

☆ 休業開始時賃金日額×支給日数×10%

支給日数 → 育児休業基本給付金の（実際に支給された）支給日数の合計

【例示】産後休業に引き続き育児休業を行った場合



II 介護休業給付について

1 介護休業給付金の複数回支給

これまで、同一家族に係る介護休業給付金は1回の休業についてのみ支給されていましたが、以下の要件を満たす場合、複数回の受給が可能となります。同一家族について再度取得した介護休業が以下のいずれにも該当する場合には、当該休業について介護休業給付金の支給申請を行うことができます。

※施行日以後に開始した介護休業が対象になります。

- イ 介護休業給付金の支給対象となる介護休業を開始した日から起算して93日を経過する日後において、当該休業を開始した日から引き続いて要介護状態にある対象家族を介護するための休業でないこと。
- ロ 同一の対象家族について介護休業給付金の支給日数の合計が93日以内であること。

介護休業給付金の支給申請

▼手続はなるべく事業主の方が行ってください。

- ① 介護休業給付金は、家族を介護するための休業（※）をした一般被保険者の方で、介護休業給付の受給資格が確認できる方（原則として、休業開始前2年間にみなし被保険者期間が12ヵ月以上ある方）が対象となります。
※ 負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護（歩行、排泄、食事等の日常生活に必要な便宜を供与すること）を必要とする家族を介護するための休業で、被保険者がその期間の初日及び末日とを明らかにして事業主に申し出を行い、これによって被保険者が実際に取得した休業。
対象家族の範囲は、配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、父母（養父母を含む）、子（養子を含む）、配偶者の父母（養父母を含む）、一般被保険者が同居しつつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫です。
- ② 介護休業給付金は、休業開始日から3ヵ月（3つの支給対象期間）について支給対象となりますので、まとめて休業終了後に休業終了日（この日が休業開始日から3ヵ月を経過する日を超える場合はこの3ヵ月を経過する日）後2ヵ月を経過する日の属する月の末日までに支給申請を行うことが必要です。
- ③ 介護休業給付金の支給申請は、「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（票）」、「介護休業給付金支給申請書」に必要な書類を添えて被保険者を雇用する事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出することにより行ってください。
- ④ 2回目以降の介護休業について支給申請を行う場合も上記により手続を行ってください。

2 期間雇用者への介護休業給付の適用

期間雇用者も介護休業の取得が可能となったことに伴い、施行日以後に介護休業を取得する期間雇用者であって、一定の条件（Iの2の(1)の育児休業給付の場合と同じです。）に該当する場合は、介護休業給付金の対象となります。必要な手續は育児休業給付の場合と同様です。

3 介護休業給付金の支給額の算定方法の変更

施行日以後に開始された介護休業に係る介護休業給付金の支給額は、支給対象期間ごとに以下のとおり算定され、一括して支給されます。

☆ 休業開始時賃金日額×支給日数×40%

支給日数 → ①〔②以外の支給対象期間〕 30日

②〔休業終了日の属する支給対象期間〕 支給対象期間の日数

- ◎ ①の期間については、休業している日（土日や祝日など、会社の休日となっている日も含みます。）が20日以上ある場合、支給対象期間として支給を受けられますが、②の期間については、休業している日が1日でもあれば支給を受けられます。

詳しくは公共職業安定所（ハローワーク）にお尋ねください。

平成 17 年度 労働保険年度更新説明会日程

署別	日 時 (対 象)	会 場	所 在 地
水戸	4月 15 日 (金) 10:00 ~ 12:00 (建設業・林業) 15 日 (金) 13:30 ~ 15:30 (継続事業) 19 日 (火) 14:00 ~ 16:00 (継続事業) 20 日 (水) 10:00 ~ 12:00 (建設業・林業) 20 日 (水) 14:00 ~ 16:00 (継続事業)	常陸大宮市文化センター (ロゼホール) 小ホール 〃 (〃) 〃 ひたちなか市文化会館 小ホール 茨城県立県民文化センター 小ホール 駐車場有料 〃 大ホール 〃	常陸大宮市中富町 3135-6 〃 ひたちなか市青葉町 1-1 水戸市千波町 697 〃
	4月 18 日 (月) 13:30 ~ 15:30 (全事業) 19 日 (火) 10:30 ~ 12:00 (建設業・林業) 19 日 (火) 13:30 ~ 15:00 (継続事業)	ウエディングパレス白浜 日立シピックセンター 音楽ホール 駐車場有料 〃 〃 〃	北茨城市関南町神岡下 219-29 日立市幸町 1-21-1 〃
	4月 14 日 (木) 9:30 ~ 11:30 (継続・石岡地区) 14 日 (木) 13:30 ~ 15:30 (継続・石岡市以外) 15 日 (金) 13:30 ~ 15:30 (継続・つくば地区) 19 日 (火) 9:30 ~ 11:30 (建設業・林業・管内全域) 19 日 (火) 13:30 ~ 15:30 (継続事業・土浦地区)	石岡地区営農研修センター グリーンパレス石岡 〃 文部科学省研究交流センター 土浦市民会館 小ホール 〃 〃	石岡市茨城 3-16-20 〃 つくば市竹園 2-20-3 土浦市東真鍋町 2-6 〃
	4月 19 日 (火) 10:00 ~ 12:00 (建設業) 19 日 (火) 13:30 ~ 15:30 (継続事業) 20 日 (水) 13:30 ~ 15:30 (継続事業) 22 日 (金) 13:30 ~ 15:30 (継続事業)	県西生涯学習センター 〃 下妻市中央公民館 岩瀬町商工会館	下館市野殿 1371 〃 下妻市下妻乙 706 岩瀬町東桜川 1-21-1
	4月 21 日 (木) 10:00 ~ 11:30 (建設業) 21 日 (木) 13:30 ~ 15:00 (継続事業)	生涯学習センター とねミドリ館 〃 〃	猿島郡総和町前林 1953-1 〃
水海道	4月 14 日 (木) 14:00 ~ 16:00 (継続事業) 15 日 (金) 10:00 ~ 12:00 (継続事業) 15 日 (金) 14:00 ~ 16:00 (建設業・林業)	ベルフォーレ岩井市立図書館 視聴覚室 水海道市立生涯学習センター 多目的ホール 〃 〃	岩井市岩井 5082 水海道市天満町 4684 〃 〃
	4月 15 日 (金) 10:00 ~ 12:00 (継続事業) 15 日 (金) 14:00 ~ 16:00 (建設業・林業)	龍ヶ崎市文化会館 大ホール 〃 〃	龍ヶ崎市駒馬町 2612 〃
	4月 15 日 (金) 13:30 ~ 15:30 (継続事業) 19 日 (火) 10:00 ~ 12:00 (建設業・林業) 19 日 (火) 13:30 ~ 15:30 (継続事業)	神栖町中央公民館 小ホール 鹿島勤労文化会館 研修室 2 A B 〃 〃	鹿島郡神栖町溝口 4991-4 鹿嶋市宮中 325-1 〃

説明会携行品・・当局から送付した労働保険料申告書、しおり等一式

お問合せ先は、総務部労働保険徴収室 (029-224-6213) または最寄りの労働基準監督署まで。

注) 当日地元説明会会場に出席できない場合は、最寄りの会場に適宜出席してください。

茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人件数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 中高年	求人全数	求職全数		
13年度月平均	11,963	3,567	8,303	12,927	4,460	3,722	31,151	53,472	3,266	21,413
14年度月平均	12,023	3,813	8,125	13,715	4,403	4,273	30,395	57,992	3,495	23,287
15年度月平均	13,410	4,356	8,944	13,491	4,358	3,738	33,934	53,124	3,774	17,362
15年 4月	12,982	4,009	8,839	18,541	5,822	6,110	31,100	60,394	3,854	19,919
5	11,559	3,727	7,737	14,996	4,798	4,081	29,929	60,616	3,886	19,863
6	12,422	3,713	8,602	13,183	4,266	3,626	30,333	58,895	3,715	19,749
7	13,351	4,216	8,983	13,498	4,182	3,974	31,582	57,491	3,913	19,816
8	12,217	3,899	8,186	11,324	3,748	3,016	31,577	53,472	3,296	18,775
9	14,425	4,936	9,362	13,736	4,415	3,501	34,902	53,334	4,034	18,415
10	15,500	5,237	10,132	14,660	4,521	4,115	36,808	54,096	4,207	17,790
11	12,535	4,144	8,333	10,205	3,319	2,794	35,868	50,013	3,438	16,255
12	11,683	3,913	7,691	9,148	2,790	2,582	33,956	44,825	3,207	15,661
16年 1月	15,630	5,146	10,381	14,298	4,518	3,924	35,489	45,766	3,184	14,725
2	14,190	4,750	9,355	13,186	4,441	3,268	37,158	47,386	3,629	13,878
3	14,421	4,580	9,723	15,118	5,471	3,862	38,509	51,195	4,562	13,492
4	14,117	4,303	9,702	17,385	5,530	5,153	36,277	53,941	3,997	12,839
5	10,901	3,569	7,263	12,556	3,654	2,528	32,310	52,067	3,659	12,816
6	13,572	4,309	9,157	12,697	3,702	2,561	33,313	50,652	3,876	14,234
7	14,116	4,462	9,459	11,677	3,477	2,475	34,130	48,498	3,824	14,268
8	14,273	5,044	9,161	11,191	3,355	2,251	36,813	46,760	3,374	14,567
9	15,944	5,458	10,392	12,554	3,650	2,410	39,856	46,416	4,017	13,504
10	14,979	4,555	10,229	12,054	6,413	2,628	40,586	45,620	3,963	12,424
11	14,832	4,774	9,894	10,354	2,959	2,146	40,915	43,576	3,519	12,093
12	12,249	3,796	8,370	7,904	2,203	1,801	37,444	39,316	2,923	11,602
17年 1月	14,241	4,524	9,619	12,218	3,525	2,526	37,005	40,079	2,920	11,034
2										
3										

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)						全国完全失業者 実数(万人)	失業率 (季調値・%)	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	
13年度月平均	0.93	0.96	0.59	0.56	▲ 6.3	▲ 3.7	13.2	8.6	1.5	1.8	9.0	7.5	348 5.0
14年度月平均	0.88	0.96	0.52	0.56	0.5	5.6	6.1	5.3	7.0	7.6	8.8	▲ 5.2	360 5.4
15年度月平均	1.00	1.12	0.64	0.69	11.5	13.7	▲ 1.6	▲ 2.4	7.1	5.2	▲ 25.4	▲ 19.9	342 5.2
15年 4月	0.96	1.02	0.56	0.61	9.5	8.0	▲ 7.4	▲ 5.4	6.4	0.6	▲ 8.4	▲ 18.5	385 5.4
5	0.90	1.02	0.56	0.61	▲ 2.5	8.2	▲ 2.6	▲ 1.4	4.1	1.6	▲ 15.2	▲ 19.3	375 5.4
6	0.95	1.06	0.59	0.62	15.7	12.6	▲ 0.8	7.0	5.8	8.7	▲ 15.6	▲ 17.2	361 5.3
7	0.93	1.04	0.60	0.63	4.6	9.8	▲ 11.6	▲ 4.6	4.4	3.0	▲ 24.3	▲ 18.3	342 5.2
8	0.94	1.11	0.61	0.65	0.8	9.0	▲ 4.5	▲ 5.2	3.9	1.9	▲ 28.8	▲ 20.0	333 5.1
9	0.98	1.09	0.63	0.67	19.2	17.8	7.0	2.8	9.9	10.9	▲ 26.9	▲ 18.4	346 5.1
10	1.05	1.17	0.65	0.70	14.9	15.9	1.3	▲ 5.5	9.6	5.6	▲ 29.0	▲ 20.8	343 5.1
11	1.06	1.25	0.67	0.73	6.0	12.1	▲ 8.9	▲ 11.0	▲ 2.2	▲ 0.3	▲ 28.1	▲ 22.3	330 5.1
12	1.00	1.18	0.69	0.75	14.4	20.7	7.1	▲ 0.2	11.0	8.4	▲ 30.3	▲ 20.9	300 4.9
16年 1月	1.06	1.20	0.70	0.76	17.3	16.2	▲ 2.3	▲ 4.6	6.1	5.6	▲ 31.8	▲ 22.2	323 5.0
2	1.06	1.20	0.71	0.76	17.0	13.0	0.9	▲ 4.4	9.9	4.8	▲ 34.2	▲ 22.1	330 5.0
3	1.05	1.13	0.72	0.76	21.5	20.5	8.2	5.7	15.9	12.5	▲ 33.5	▲ 20.4	333 4.7
4	1.08	1.24	0.73	0.78	8.7	15.2	▲ 6.2	▲ 5.8	3.7	0.1	▲ 35.5	▲ 19.8	335 4.7
5	1.04	1.27	0.71	0.79	▲ 5.7	5.5	▲ 16.3	▲ 14.9	▲ 5.8	▲ 5.4	▲ 35.5	▲ 28.3	319 4.6
6	1.09	1.32	0.75	0.83	9.3	20.9	▲ 3.7	▲ 2.4	4.3	3.4	▲ 27.9	▲ 18.5	309 4.6
7	1.14	1.29	0.77	0.84	5.7	10.5	▲ 13.5	▲ 9.8	▲ 2.3	▲ 2.8	▲ 28.0	▲ 21.0	318 4.9
8	1.11	1.27	0.81	0.84	16.8	13.5	▲ 1.2	0.1	2.4	7.1	▲ 22.4	▲ 16.5	314 4.8
9	1.17	1.33	0.83	0.86	10.5	11.6	▲ 8.6	▲ 9.0	▲ 0.4	▲ 2.5	▲ 26.7	▲ 19.3	309 4.6
10	1.24	1.44	0.85	0.89	▲ 3.4	6.2	▲ 17.8	▲ 14.4	▲ 5.8	▲ 9.0	▲ 30.2	▲ 22.2	311 4.6
11	1.22	1.43	0.86	0.91	18.3	21.6	1.5	7.1	2.4	8.3	▲ 25.6	▲ 14.8	290 4.6
12	1.23	1.38	0.86	0.90	4.8	10.3	▲ 13.6	▲ 7.1	▲ 8.9	▲ 0.6	▲ 25.9	▲ 17.4	270 4.5
17年 1月	1.13	1.41	0.83	0.91	▲ 8.9	8.8	▲ 14.5	▲ 8.0	▲ 8.3	▲ 1.7	▲ 25.1	▲ 6.5	296 4.5
2													
3													

(注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。若年者(29歳以下)、中高年(45歳以上)はパートを除く常用 2. ▲印は減少を示す。
 3. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。4. 平成16年12月以前の季節調整値は季節調整値替えにより改訂されている。